

令和6年3月27日

指定障害児通所支援事業所 管理者 様
指定障害児入所施設 管理者 様
指定障害児相談支援事業所 管理者 様

堺市 障害福祉サービス課長
中 嶋 英 貴
(公 印 省 略)

(重要) 令和6年度当初における届出等について (通知)

平素は、本市の障害福祉行政の推進に御理解及び御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年3月15日付けこども家庭庁告示第3号が公布され、指定障害福祉サービス等の報酬が見直されました。

つきましては、下記のとおり通知いたしますので、必要に応じて期限内に適切に御対応ください。

なお、下記に係る届出を行う際は、告示、関係通知等の要件をよく確認いただき、事業所において各加算等に係る要件を満たしていることを御確認の上、届出を行ってください。

また、年度当初は本市への問合せが殺到しますので、令和6年度報酬改定に係る内容等については、本市へお問い合わせされる前に、まずは必ず事業者において厚生労働省ホームページ及びこども家庭庁ホームページの内容を確認いただきますようお願いいたします。

記

1 届出の対象及び提出期限等について

- ・ 前年度実績等を踏まえて届け出る加算等
- ・ 令和6年度報酬改定で新設又は見直しをされた加算等
- ・ 福祉・介護職員処遇改善加算等の計画書

(1) 提出期限

令和6年4月15日(月) ※当日消印有効(電子メールの場合は当日17時30分必着)

(2) 提出方法

郵送又は電子メール

(3) 対象事業及び提出書類

堺市ウェブサイトの「事業者向け情報」のページにより、必要な提出書類等を確認の上、提出してください。

2 前年度実績等を踏まえて届け出る加算等及び要件について見直しが行われた加算等

前年度1年間の実績等を踏まえて届け出る加算等及び令和6年度報酬改定により新設された

又は算定要件について見直しが行われた加算等については、特例により令和6年4月中に届け出るにより、同年4月1日サービス提供分から算定することが認められています。対象の加算等を同年4月1日サービス提供分から算定しようとする事業所は、添付書類を確認の上、必要な届出を行ってください。

※報酬改定で見直しがされていない加算（算定される単位数が増えるものに限る。）の届出については、従来どおり前月15日までに届け出が必要です。

※障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表については、算定する加算区分等に変更がない加算も含め、**太枠内の全て**の加算について、必ず「あり」、「なし」等該当する区分を選択してください。万が一、記載漏れがあった場合は、当該加算について、全て「なし」を選択したものととして処理しますので、注意してください。

※届出を行った加算等の区分と請求における加算等の区分とが一致しない場合は、給付費の支払が正しく行われないことがありますので、届出内容を十分確認してください。

3 令和6年度報酬改定に係る変更事項について

(1) 業務継続計画の策定等について（全事業所）

令和3年度報酬改定における基準省令（※1）の一部改正により、感染症や非常災害の発生時に必要な障害福祉サービス等を継続的に提供できることを図る趣旨の規定が設けられています。この規定の適用に当たっては、令和6年3月31日までの期間においては努力義務とされていますが、令和6年4月1日以後は、これが法的義務となります。今後、計画が未策定の事業所においては、減算を適用することとなりますので、御留意ください。

(2) 感染症の予防及びまん延の防止のための措置について（全事業所）

令和3年度報酬改定における基準省令の一部改正により、感染症の予防及びまん延の防止を図る趣旨の規定が設けられています。この規定の適用に当たっては、令和6年3月31日までの期間においては努力義務とされていますが、令和6年4月1日以後は、これが法的義務となります。

(3) 安全計画の策定等について（障害児相談支援事業を除く全事業所）

令和5年度の基準省令の一部改正により、令和5年4月から安全計画の策定について規定が設けられています。この規定の適用に当たっては、令和6年3月31日までの期間においては努力義務とされていますが、令和6年4月1日以後は、これが法的義務となります。

(4) 自動車を運行する場合の所在の確認について（児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所 ※障害児の所在確認については居宅訪問型児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所、医療型障害児入所施設も対象）

令和5年度の基準省令の一部改正により、令和5年4月から、①自動車を運行する場合の障害児の所在確認及び②障害児の送迎を目的とした自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備えることについて規定が設けられており、①については令和5年4月1日から義務化されています。②については、令和6年3月31日までは努力義務とされていますが、令和6年4月1日以後は、これが法的義務となります。

(5) 事業所等の運営規程の整備について

上述の(1)～(4)に伴い、事業所等の運営規程の整備（改正等）が必要となる事業所においては、本市ウェブサイトに掲載しているひな型等も参考にし、遅滞なく対応してください。

なお、運営規程の整備が、これらの法的義務化等に伴う改正又は上述のひな型を参考にした文言・字句の補正等の規定整備（実質的な内容の変更を伴わないものに限り、）のみである場合については、変更届出書（様式第27号、様式第27号の2）の提出は不要とします（ただし、今後、必要に応じて運営規程の内容等について本市から確認等を行うことがありますので、必要な整備は遺漏なく行ってください）。

※これら以外の内容についての運営規程の変更がある場合は、通常どおり変更後10日以内に変更届出書の提出が必要です。留意してください。

(6) その他

上記に掲げるもののほか、基準省令等を十分確認いただき、令和6年度報酬改定等に伴い必要な対応がある場合は、遺漏なく行ってください。

※1：児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）

4 福祉・介護職員処遇改善加算等の計画書について

福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、加算を取得する月の前々月の末日までに計画書の届出が必要ですが、令和6年4月又は5月からこれらの加算を取得しようとする事業所の計画書等の届出期限については、厚生労働省からの通知により、令和6年4月15日（月）とされています。

つきましては、これらの加算を令和6年4月又は5月から取得しようとする事業所（令和5年度から引き続き取得する事業所を含みます。）は、必要な届出を行ってください。

※当該加算を取得しない事業所においては、届出をする必要はありません。

【問合せ先】

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

健康福祉局 障害福祉部

障害福祉サービス課 事業者係

電 話 072-228-7510

ファックス 072-228-8918

電子メール jigyo-shosui@city.sakai.lg.jp